

## エブリカード会員特約

### 第1条（総則）

三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に対し、本特約および「三井住友カード会員規約」（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をエブリカード会員（以下「本カード会員」という）とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。

### 第2条（カード利用代金の支払区分）

1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボ払いの場合、会員規約第30条にかかわらず、当該カードショッピング代金については、毎月の締切日（支払期日が10日、6日または8日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本条第2項で規定する毎月支払額の範囲内の場合は1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合はリボ払いとします。なお、本カード会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。

2. 本カードの毎月支払額は、会員規約第32条にかかわらず、元金定額5千円（ただし、締切日の残高が毎月支払額に満たないときはその金額とします）に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。なお、本カード会員が希望し当社が適当と認めた場合には、毎月支払額を1万円以上1万円単位で指定した金額に変更し、またはボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることができます。

3. 前項に定める毎月支払額は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額若しくは減額できるものとします。

4. 手数料額は下記の方法で算出するものとします。

(1) 支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボ払いの未決済残高（付利単位100円）に対し、次項に定める手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分として支払期日に後払いするものとします。

(2) 新規の利用代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

5. リボルビング手数料率は、会員規約の定めにかかわらず実質年率18.0%とします。

### 第3条（キャッシングリボの借入金の支払い）

1. キャッシングリボの返済方法は、会員規約第39条にかかわらず、毎月元金定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が設定または増額もしくは減額できるものとします。ただし、本カード会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、ボーナス月増額返済にすることができるものとします。

2. キャッシングリボの利率は、会員規約の定めにかかわらず、実質年率17.0%とします。ただし、会員規約第37条第1項に規定するただし書は本特約においても適用されるも

のとします。

3. 前項にかかわらず、キャッシングリボの利率は、前年度の1年間（本項の年度とは、初年度は入会日からその1年後最初に到来する締切日まで、第2年度は入会日の1年後最初に到来する締切日の翌日から入会日の2年後最初に到来する締切日まで、以降同様の定義で定めるものとします）においてキャッシングリボを当社所定の金額以上利用しかつ返済の延滞がない等の当社所定の条件を満たす場合は、当社所定の方法により、実質年率13.0%までの範囲で利率を引き下げする場合があります。ただし、会員資格を取り消された場合、返済を延滞した場合（本契約終了後の延滞を含む）、本特約または会員規約に違反した場合等の当社所定の事由に該当した場合には、会員資格の有無にかかわらず、当社は利率の引き下げを取り消すことができるものとし、本ただし書きの規定は本契約終了後も有効に存続するものとします。また、当社は、本項に定める引き下げ条件を翌々年度からの引き下げ分（即ち、翌年度に満たす必要のある引き下げ条件）から変更できるものとし、本項に定める取消事由を翌年度分から変更できるものとします。

4. キャッシングリボの返済は、返済元金に前2項および会員規約第38条第2項から第4項に定める経過利息を加えた額とします。

#### **第4条（本カードの利用範囲）**

本カードは、「海外キャッシュサービス」がご利用いただけません。

#### **第5条（年会費）**

本カードの年会費は、無料とします。

#### **第6条（カードの更新）**

カードの有効期限はカード表面に記載した月の末日までとし、カード有効期限の2ヵ月前の時点で過去2年間にカードの利用がない場合、カードの更新は行わないものとします。

#### **第7条（会員規約の適用）**

1. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。
2. 本特約と会員規約の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。

#### **<カード利用代金 お支払い例>**

（リボ払い、元金定額コース5千円、実質年率：18.0%の場合）

8月1日～8月31日までに50,000円ご利用の場合

◆初回（9月26日）お支払い（ご利用残高50,000円）

- ①お支払い元金…5,000円
- ②手数料…ありません
- ③毎月支払額…5,000円
- ④お支払い後残高…50,000円－5,000円＝45,000円

◆第2回（10月26日）お支払い

- ①手数料（9月27日～9月30日までの分）  
 $45,000円 \times 18.0\% \times 4日 \div 365日 = 88円$

②お支払い元金…5,000 円

③毎月支払額…5,088 円 (①88 円+②5,000 円)

④お支払い後残高…40,000 円 (45,000 円-5,000 円)

(2022 年 4 月改定)